合衆国憲法

「以下は,米国大使館アメリカン・センサ

イト掲載の高 橋一修元法政 大学教授

訳 (https:// americancenter aboutusa/ laws/2566/) に, 丸山が BASIC英米法 辞

典(東京大学出版会,

1993) 掲載の 田中英夫教授 訳などを参考 に加筆したも のである。

[前文]

われら合衆国 の国民は、よ り完全な連邦 を形成し、正 義を樹立し、 国内の平穏を 保障し、

共同の防衛に 備え、一般の 福祉を増進 し、われらと われらの子孫 のために自由 の恵沢を確

保する目的を もって、ここ にアメリカ合衆 国のためにこ の憲法を制定 し、確立す

る。第1編 「立法部]

第1節 連邦議会

この憲法に よって付与さ れるすべての 寸法権は、上 院と下院で構 成される合衆 国連邦議

会に属する。

第 2 節 [下 院]

[第1項] 下院は、各州の

州民が2年ご とに選出する 議員でこれを 組織す 30

「第2項」年 齢25歳に達し ていない 者・・・・は、下 院議員たるこ とはできな ()

「第3項」下 院議員と直接 税は、連邦に 加わる各州の 人口に比例し て各州間に配 分され

る。【各州の 人口は、年期 を定めて労務 に服する者を 含み、かつ、 納税義務のな いインディ

アンを除いた 自由人の総数 に、自由人以 外のすべての 者の数の5分 の3を加えた ものとす

る。】 第14 修正、第16修 正により改 下] ……下院 議員の定数 は、人口3万 人に対し1

人の割合を超 えてはならな い。但し、 各々の州は少 なくとも 1人 の下院議員を 選出するも

のとする。

第3節[上院]

|第1項| 合 衆国上院は、 各州から2名 ずつ選出され る上院議員で これを組織す る。上

院議員は、

各州の立法 部によって】 第17修正に より改正 6年を任期と

して選出され

るものとす る。上院議員 は、それぞれ 1票の投票権 を有する。

第3項年 齢30歳に達し ていない 者・・・・・は、上 院議員たるこ とはできな ()

第7節 [大統領担任]

「第2項」下 院および上院 を通過したす べての法律案 は、法律となるに先立ち、合衆国

大統領に送付 されなければ ならない。大 統領は、承認 する場合は、 れに署名し、 承認しな

い場合は、拒否理由を付し

てこれを発議 した院に返付 する。その院 は、拒否理由 すべてを

議事録に記載 し、法律案を 再び審議す る。再議の結 果、その院が 3分の2の多 数でその法

律案を可決し たときは、法 律案は大統領 の拒否理由と ともに他の院 に送付され る。他の院

でも同様に再 び審議し、3 分の2の多数 で可決したと きは、法律案 は法律とな る。 … 大

統領が法律案 の送付をうけ て10 日以内 (日曜日を除 く) に返付し ないときは、 その法律案

は、大統領が 署名した場合 と同様に法律 となる。但 し、連邦議会 が休会に入 り、法律案を

返付すること がでない場合 いる かはない。

第8節 [連邦 議会の立法権 限]

「第1項」連 邦議会は、つ ぎの権限を有

する。合衆国 の債務を弁済 し、共同の防 衛およ

1

び一般の福祉 に備えるため に、相税、関 税、輸入税お よび消費税を 賦課し、徴収 する権限。

但し、すべて の関税、輸入 税および消費 税は、合衆国 全十で均一で なければなら ない。

「第2項]合 衆国の信用に おいて金銭を 借り入れる権 限。

|第3項| 諸 外国との通 商、各州間の 通商およびイ ンディアン部族 との通商を規 制する

権限。

第4項 統 一的な帰化に 関する規則、 および合衆国 全土に適用さ

れる統一的な破産に

関する法律を制定する権限。

第5項|貨 幣を鋳造し、 その価格およ び外国貨幣の 価格を規制す る権限、なら びに度

量衝の基準を定める権限。

[第6項] 合 衆国の証券お よび通貨の偽 造に対する罰

則を定める権限。

「第7項」郵 便局を設置 し、郵便道路

を建設する権限。

[第8項] 著作者および発明者に対し、 一定期間その

著作および発 明に関する独 占的権

利を保障する ことにより、 学術および有 益な技芸の進 歩を促進する 権限。

[第9項] 最高裁判所の下 に対し裁判所 を組織する権限。

[第10項] 公 海上で犯され た海賊行為お よび重罪行為

ならびに国際 法に違反する 犯罪を

定義し、これを処罰する権限。

|第11項| 戦 争を宣言し、 船舶捕獲免許 状を授与し、 陸上および海 上における捕 獲に関

する規則を設ける権限。

[第12項] 陸 軍を編成し、 これを維持する権限。但

し、この目的 のためでする 歳出の承

認は、2年を超える期間に

わたってはならない。

[第13項]海軍を創設し、 年を創設し、 これを維持する権限。

|第14項| 陸 海軍の統帥お よび規律に関 する規則を定 める権限。

「第15項」連 邦の法律を執 行し、反乱を 鎮圧し、侵略 を撃退するた めに、民兵団 を召集

する規定を設ける権限。

[第16項] 民 兵団の編制、 武装および規 律に関する定 めを設ける権 限、ならびに 合衆国

の軍務に服す る民兵団の統 帥に関する定 めを設ける権限。

[第17項] 特 定の州から割 譲され、か つ、連邦議会

が受領するこ とにより合衆 国政府の

所在地となる 地区(但し、 10マイル平方

を超えてはな らない)に対 して、いかな る事項に

ついても専属的な立法権を

[第18項] 上記の権限およびの憲法により合衆国政

府またはその 部門もしくは 官吏に

付与された他 のすべての権 限を行使する ために、必要 かつ適切なす べての法律を 制定する

権限。

第9節 [連邦 立法権の制 限]

[第1項] 連 邦議会は、 1808年より前 においては、 現に存する州 のいずれかが その州に

受け入れることを適当と認

める人びとの 移住または輸 入を、禁止す ることはでき ない。但

し、その輸入 に対して、1 人につき10ド ルを超えない 相税または関 税を課すこと ができる。

「第2項|人 身保護令状の 特権は、反乱 または侵略に 際し公共の安 全上必要とさ れる場

合を除いて、 停止されては ならない。

[第3項] 私 権剥奪法また は事後法を制 定してはなら ない。

[第4項] 【人頭税その 他の直接税 は、この憲法

に規定した人 口調査または 算定もと

2

づく割合によ らなければ、 これを賦課し てはならな い。】第16 修正で改正

第5項 各 州から輸出さ れる物品に対 して、相税ま たは関税を賦 課してはなら ない。

「第8項」合 衆国は、貴族 の称号を授与 してはならな い。合衆国か ら報酬または 信任を

受けて官職に ある者は、連 邦議会の同意 なしに、国 干、公侯また は他の国か ら、いかなる

種類の贈与、 俸給、官職ま たは称号をも 受けてはなら ない。

第10節 [州権 限の制限]

形成し、船舶 捕獲免許状を 付与し、

貨幣を鋳造 し、信用証券 を発行し、金 貨および銀貨 以外のもの法 債務段とし、

私権剥奪法、 事後法もしく

は契約上の債 権債務関係を 害する法律を 制定し、また は貴族の

称号を授与し てはならな い。

[第2項] 州 は、その検査 法を執行する

ために絶対に 必要な場合を 除き、連邦議 会の同

意なしに、輸入品または輸

出品に対し輸 入税または関 税を賦課して はならな い。 … 第2 編「執行部]

第1節 [大統領と副大統領、選出方法]

[第1項] 執行権は、アメ

リカ合衆国大 統領に属す る。大統領の 任期は4年と し、同一

の任期で選任 される副大統 領とともに、 つぎの方法で 選出される。

第2項 各々の州は、 その立法部が 定める方法に より、その州 から連邦議会 に選出す

ることのでき る上院議員お よび下院議員 の総数と同数 の選挙人を任 命する。

第2節 [大統 領の権限]

[第1項] 大 統領は、合衆 国の陸軍およ び海軍ならび

に現に合衆国 の軍務に就く ため召

集された各州の民兵団の最

高司令官である。

[第2項] 大 統領は、上院 の助言と承約 を得て、条約 を締結する権 限を有する。 但し、

この場合には、場合の出席議員の3分

の2の賛成を 要する。大統 領は、大使そ の他の外交

使節および領事、最高裁判

所の裁判官、 ならびに、こ の憲法にその 任命に関して 特段の規

定のない官吏 であって、法 律によって設 置される他の すべての合衆 国官吏を指名 し、上院

の助言と承認 を得て、これ を任命す る。 … 第3 編「司法部]

第1節 [連邦司法権]

合衆国の司法 権は、1つの 最高裁判所、 および連邦議

会が随時制定 し設立する下 位裁判

所に属する。 最判所 お よび下位裁判 所の裁判官は いずれも、 行ない その職を

保持することができる。こ

れらの裁判官 は、その職務 に対して定期 に報酬を受け る。その

額は、在職中減額されない。

第2節 [連邦 裁判所の管轄 事項]

「第1項」合 衆国の司法権 はつぎの諸事 件に及ぶ。こ の憲法、合衆 国の法律およ び合衆

国の権限にも とづき締結さ れた、または 将来締結され る条約のもと で発生するコ モン・ロ

ートおよびエ クイティトのす べての事件。 大使その他の 外交使節およ び領事にかか わるす

べての事件。 海事法および 海事裁判権に 関するすべて の事件。合衆 国が当事者の 一方であ

る争訟。2以 上の州の間の 争訟。【州と 他州の市民と の間の争 訟。】第11

修正により改正]

異なる州の市 民間の争訟。 同の争訟で

あって、異なるから付与された土地

3

の権利を主張 する争訟。1 州またはその 市民と外国ま たはその市民 もしくは臣民 との間の

争訟。

第2節 [連邦 裁判所の管轄 事項]

「第2項】大 使その他の外 交使節および 領事にかかわ るすべての事 件、ならびに 州が当

事者であるす べての事件に ついては、最 高裁判所は、 第一審管轄権 を有する。前 項に掲げ

たその他の事 件について は、最高裁判 所は、連邦議 会の定める例 外の場合を除 き、連邦議

会の定める規 則に従い、法 律問題および 事実問題の双 方について上 訴管轄権を有 する。

第3項|彈 効事件を除 き、すべての 犯罪の裁判 は、陪審に よって行われ なければなら

ない。裁判 は、当該犯罪 がなされた州 で行われなけ ればならな い。但し、犯 罪がいかなる

州においても なされなかっ たときは、裁 判は、連邦議 会が法律で定 める1または 2以上の

場所で行われ るものとす る。第4編 州の間の関 係等

第1節 [十分 な信頼と信用 条項]

各々の州は、 他のすべての 州の一般法 律、記録およ び司法手続に 対して、十分 な信頼と 信用を与えな ければならな い。.....

第2節[市民権条項]

|第1項| 各々の州の市 民は、他州に おいて、その 州の市民が享 有するすべて の特権お

よび免除を等 しく享有する 権利を有す る。第5編 [故下]

連邦議会は、 両院の3分の 2が必要と認 めるときは、 この憲法に対 する修正を発 議し、

または、3分 の2の州の立 法部が請求す るときは、修 下を発議する ための憲法会 議を召集

しなければな らない。いず れの場合にお いても、修正 は、4分の3 の州の立法部 または4

分の3の州に おける憲法会 議によって承 認されたとき は、あらゆる 意味におい て、この憲

法の一部とし て効力を有す る。いずれの 承認方法を採 るかは、連邦 議会が定め る。但し、

1808年より前 に行われるい かなる修正 4、第1編第 9節1項およ び4項の規定 に変更を加

えてはならな い。いかなる 州も、その同 意なしに、上 院における平 等の投票権を 奪われる

ことはない。 第6編 [最高 法規]

[第1項] この憲法成立前 の憲法成立前 に契約された

すべての債務 および締結されたべべての 約定は、

この憲法の下においても、

連合規約の下 におけると同 様に、合衆国 に対して有効 である。

「第2項」こ の憲法、およ びこれに準拠 して制定され る合衆国の法 律、ならびに 合衆国

の権限にもと づいて締結さ れた、または 将来締結され るすべての条 約は、国の最 高法規で

ある。すべて の州の裁判官 は、州の憲法 または法律に 反対の定めが ある場合で も、これら

のものに拘束 される。第7 編[成立手 続]

この憲法は、9州の憲法会

議の承認があ れば、承認し た州の間で成 立するものと する。

4

合衆国憲法に 追加されまた はこれを修正 する条項|修 下条項

第1修正 [信 教・言論・出 版・集会の自 由、請願権]

連邦議会は、国教を定めま

たは自由な宗 教活動を禁止 する法律、言 論または出版 の自由

を制限する法 律、ならびに 国民が平穏に 集会する権利 および苦痛の 救済を求めて 政府に請

願する権利を 制限する法律 は、これを制 定してはなら ない。第2修 正式器保有 権|

規律ある民兵 団は、自由な 国家の安全に とって必要で あるから、国 民が武器を保 有し携

行する権利 は、侵しては ならない。第 3修正 兵士 宿営の制限

平時において は、所有者の 承諾なしに、 何人の家屋に も兵士を宿営 させてはなら ない。

戦時において も、法律の定 める方法によ る場合を除 き、同様とす る。第4修正 不合理な捜

索・押収・抑留の禁止

国民が、不合理な捜索および押収または抑留から身

体、家屋、書 類および所持 品の安全

を保障される 権利は、これ を侵してはな らない。いか なる令状も、 宣誓たは宣 誓に代る

確約にもとづいて、相当な

理由が示さ れ、かつ、捜 索する場所お よび抑留する 人または押

収する物品が 個別に明示さ れていない限 り、これを発 給してはなら ない。第5修 正「大陪審、

二重の危険、 適正な法の過程、財産権の 保障]

何人も、大陪審による告発

または正式起 訴によるので なければ、死 刑を科しうる 罪その

他の破廉恥罪 につき公訴を 提起されるこ とは無 い。・・・・・何人 も、同一の犯

罪について、重

ねて生命また は身体の危険 にさされる ことはない。 何人も、刑事 事件におい て、自己に

不利な証人と なるとを強 制されない。 何人も、法の 適正な過程 (due processof law) に

よらずに、生 命、自由また は財産を奪わ れることはな い、何人も、 正当な補償な しに、私

有財産を公共 の用のために 収用されるこ とはない。第 6修正 刑事 陪審裁判の保

障、被告人の 権利]

すべての刑事 上の訴追において、 被告人 は、犯罪が行 われた州の陪 審であって、 あらか

じめ法律で定めた地区の公 でないでは でないでは

る迅速かつ公 開の裁判を受 ける。被 する。被

告人は、訴追の性質と理由

について告知 を受け、自己 に不利な証人 との対質を求 め、自己

に有利な証人 を得るために 強制的手続き を利用し、か つ、自己の防 禦のために弁 護人の援

助を受ける権 利を有する。 第7修正 民 事事件におけ る陪審審理を 受ける権利

コモン・ロー 上の訴訟にお いて、訴額が 20ドルを超え るときは、陪 審理を受け る権利

は維持され る。陪審が認 定した事実 は、コモン・ ロートの準則 による場合を 除き、合衆国

のいかなる裁 判所もこれを 再び審議して はならない。 第8修正 残 酷で異常な刑 罰の禁止

過大な額の保 釈金を要求 し、過大な罰 金を科し、ま たは残酷で異 常な刑罰を科 してはな

らない。 第9 修正 [国民が 保有する他の 権利]

5

この憲法の中 に特定の権利 を列挙したこ となわって、 国民の保有す る他の権利を 否定し

または軽視し たものと解釈 してはならな い。第10修正 州と国民に 留保された権

限]

この憲法が合 衆国に委任し ていない権限 または州に対 して禁止して いない権限 は、各々

の州または国 民に留保され る。第11修正 州に対する 訴訟と連邦司 法権 | 1795 年成立

合衆国の司法 権は、合衆国 の一州に対し て、他州の市 民または外国 の市民もしく は臣民

が提起したコ モン・ロート またはエクイ ティトのいかな る訴訟にも及 ぶものと解釈 されて

はならない。 第12修正「正 副大統領の選 出方法の改 正 [1804年 成立】第13修 正奴隷制の

禁止] [1865年成立]

第1項奴隷制 および本人の 意に反する苦 役は、適正な

手続を経て有 罪とれた当 事者に

対する刑罰の 場合を除き、 合衆国内また

はその管轄に 服するいかな るおいて も、存在

してはならない。第14修正

市民権、法 の適正な過 程、平等保 護 [1868年 成立

第1項合衆国 内で生まれま たは合衆国に 帰化し、か つ、合衆国の 管轄に服する 者は、合

衆国の市民で あり、かつ、 その居住する 州の市民であ る。いかなる 州も、合衆国 市民の特

権または免除 を制約する法 律を制定し、 または実施し てはならな い。いかなる 州も、法の

滴下な過程に よらずに、何 人からもその 牛命、自由ま たは財産を 奪ってはなら ない。いか

なる州も、そ の管轄内にあ る者に対し法 の平等な保護 を否定しては ならない。

第2項下院議 員は、各々の 州の人口に比 例して各州の 間に配分され る。各々の州 の人口

は、納税義務 のないインディ アンを除き、す べての者を算 入する。 第15修正 選 挙権の拡大

[1870年成立]

第1項合衆国 またはいかな る州も、人 種、肌の色、

または前に隷 属状態にあっ たことを

理由として、 合衆国市民の 投票権を奪

い、または制 限してはなら ない。第16修 正連邦所得 税】「1913年 成立

連邦議会は、 各州に比例配 分することな く、および人 口調査または 算定によるこ となく、

いかなる源泉 から生ずるも のであって も、所得に対 して税を賦課 し徴収する権 限を有する。

第17 修正 [上 院議員の直接 選挙] [1913 年成立]

第1項合衆国の上院は、各

州から2名ず つ選出される 上院議員でこ れを組織す る。上院

議員は、各州 の州民によっ て、6年を任 期として選出 されるものと する。上院議 員は、そ

れぞれ1票の 投票権を有す る。 … 第18 修正「禁酒条 項 [1919年 成立

【第1項この 修正条項の承 認から1年を 経た後は、合 衆国とその管 轄に服するす べての

領有地におい て、飲用の目 的で酒類を製 造し、販売し もしくは輸送 し、またはこ れらの地

に輸入し、も しくはこれら の地から輸出 することは、 これを禁止す **3**]

[修正第21

成立

条で全文廃 止〕 第19 修正 〔女性参政 権〕 [1920 年 第1項合衆国 またはいかな る州も、性を 理由として合 衆国市民の投 票権を奪い、 または

制限してはな らない。第20 修正「正副大 統領と連邦議 員の任期 「1933年成

第1項大統領 および副大統 領の任期は、 この修正条項 が承認されて いなければそ の仟期

が終了してい たはずの年の 1月20日の正 午に終了し、 上院議員およ び下院議員の 任期は、

同じ年の1月 3日の下午に 終了する。後 任者の任期は その時に始ま 30

第2項連邦議 会は、毎年少 なくとも1回 集会するもの とする。会期 の開始時期 は、法律

で別の日が指 定されない限 り、1月3日 の下午とす る。第21修正 「禁酒条項の

廃止〕 [1933 年成立]

第1項合衆国 憲法修正第18 条は、本修正 条項により廃

止する。第22 修正 [大統領 の三選禁止] [1951 年成

第1項何人 も、大統領の 職に2回を超 えて選出され ることはでき ない。第23修 正「コロンビ

ア地区の大統 領選举人 1961 年成 立 第24修正 選挙権にか かわる人頭税

の禁止]

1964 年成 立 第25修正 「大統領の地 位の継承 「1967年成

第1項大統領 が免職され、 死亡しまたは 辞任した場合 には、副大統 領が大統領と なる。

···· 第26 修正

[投票年齢の

引下げ]

[1971 年成

第1項合衆国 またはいかな る州も、年齢 を理由とし て、年齢18歳 以上の合衆国 市民の投

票権を奪い、 または制限し てはならな い。第27修正 連邦議員報 酬の変更

[1992 年成立]

上院議員および下院議員の び務に対する 報酬を変更す

る法律は、つ ぎの下院議員 の選挙

が行われるまで、その効力を生とない。